

第4回 指宿市魅力ある観光地づくりの財源検討委員会

開催年月日：令和6年12月25日（水）

開催時間：午前10時00分～午前11時30分

開催場所：指宿老人福祉センター 集会室

■委員

所属	役職	氏名	備考
鹿児島大学法文学部	教授	石塚 孔信	会長
指宿観光受入代表者会議	幹事	湯通堂 温	副会長
一般社団法人日本旅行業協会 (株式会社JTB鹿児島支店)	会員 (支店長)	山田 聡	
指宿温泉旅館事業協同組合	理事長	有村 純頼	
指宿中央旅館組合	会長	上川路 茂	
公益社団法人 指宿市観光協会	会長	中村 勝信	
指宿商工会議所	会頭	南 荒生	欠席
菜の花商工会	会長	七夕 利久	
指宿市	副市長	黒永 英樹	

■事務局

指宿市

【議事概要】

1 開会

2 議事

(1) 指宿市宿泊税の制度設計（案）について

【事務局】

資料1について、説明。

【会長】

事務局から資料の説明がございましたが、各項目ごとに議論していきたいと思います。

初めに、1ページ目の「課税客体・課税標準・納税義務者」の項目につきまして、皆様から何か御質問や御意見はございませんでしょうか。これまでにこの辺りは議論されてきたと思いますけれども、課税客体から課税標準納税義務者についての定義とその徴収方法についてこの資料に書かれてますが、よろしいですか。

(各委員、意見なし)

【会長】

意見がありませんので、これにつきましては御了承頂いてるということにしたいと思っています。

続きまして、2・3ページの「税率（額）」と、4ページは実施した場合のシミュレーションを幾つかのパターンに分けて提示してありますが、これにつきまして皆様から御質問や御意見はございませんでしょうか。

【委員】

先ほどの事務局からの説明で、東京都と沖縄県が定額であったものを定率にして欲しいというような陳情が出されているというお話がありましたが、なぜそうなったのか、その理由が分かればお教え頂きたいと思います。

【会長】

定額から定率へという要望があったということですが、他自治体の情報があつたら教えてください。

【事務局】

資料にも記載してございますが、燃料・物価等が上がれば必然的に宿泊料金が高くなるわけですが、定額の場合ですと燃料・物価等が上がった部分については宿泊税に反映されません。しかし、定率の場合には宿泊料金と連動することで宿泊税に反映されます。定率を既に導入している俱知安町の担当者にお話を聞きましたら、特に混乱もなく、なぜそこまで抵抗感があるのかよく分からないというようなことはおっしゃっていました。考えようでは消費税が現在は10%で課税されていて、過去には3%・5%・8%と変動しています。宿泊税を定率で計算するということはイメージでは複雑なような感じもしますが、実は消費税では率で計算されています。定額の場合には、税額を変更する場合には条例改正をその都度行わなければなりません。定率の場合には条例改正を行う必要がないというようなこともあり、東京都あるいは沖縄県ではそういった動きになっていると思われま

【会長】

宿泊税を現在導入している自治体は定額という形で運用してるところが多いですが、事務局から御説明がありましたように、周りの環境が変わっていくと定額であれば再度議論しなければならないということに対して、定率であればある程度弾力的に運用できるのではないかと。ということで、沖縄県や東京都がそういった要望が出ており、俱知安町は既に定率で運用しているということですね。ほかに何かございませんでしょうか。

【委員】

今の現状について宿泊事業者と指宿市長との意見交換会がありまして、その中で比較的小規模な旅館の方が、宿泊料金が安価であるために定額にせよ何にせよ宿泊税の導入

は強く反対だという声が多く聞かれたように記憶しておりますけれども、定率であれば、ある意味公平性というのが担保されるのかなというふうに思いますが、委員にお聞きしたいのですが、定額や定率どちらであれば説明しやすいのか、定額よりは定率が納得しやすいなど、何かありますか。

【委員】

私どもとしては6,000円以下は取らないという方向で考えていただければ、すごく助かるという考えがあります。私どもの組合で話し合いをしましたが、お仕事関係の方々が多く利用されていて、会社で1日大体6,000円～7,000円の宿泊料金と決まっていて、指宿は今どこも宿泊料金が高くて泊まる場所がないと聞きます。仕事は指宿であるのですが、近隣の喜入や遠方の枕崎の宿泊施設の方が指宿よりも安価で泊まれる現状です。ガソリン代は上がっていますが、やはり宿泊料金を考えると安価な宿を選んで仕事に来ているというのが今の現状です。その上で宿泊税100円・200円を取っていくとなると、民宿関係は厳しくなるかなと懸念されます。外国人の方々もそうですが、今は宿は安いところに泊まって、その分飲食代に使ったりなど、そういったイメージがあるので、宿泊税に関しては最低限の6,000円以下なり、5,000円以下は免除する方針にしていいただければ助かります。

【会長】

この後の免税点の部分で議論しますが、定率であれば、宿泊料金の価格が安いところは宿泊税の価格を低く抑えられます。宿泊料金の価格設定が高いところは宿泊税も高くなりますが、逆に価格設定が低いところは低く抑えられます。定額にするのか、定率にするのかということについては、ほかに御意見ございませんか。

【委員】

定率であると旅行のツアーを組む際に計算が必要になってくるというのが懸念だと思います。200円・500円といった定額であれば、旅行を組み立てるときに即座に計算ができますが、定率であればその都度計算をしたり、問い合わせをしたりしなければならないので、分かりやすい案内のようなものを出していただければ良いのではないかと思います。

【会長】

旅行会社だといろいろなパックがありますが、その辺のところの計算方法はどうなるのか、そういったところで懸念が残るという御意見でしたけれども、定率制とした場合に計算方法が一見煩雑のように感じますが、その辺の改善点のようなものがありますか。

【事務局】

先ほど少し申し上げましたが、消費税は定率というのが一般的です。システム整備費というのを他自治体と比較してもかなり優遇といえますか、案として50万円定額で補助す

るとしておりますので、仮に定率・定額となってもシステム整備がなされれば、宿泊事業者は計算しやすいかなと思います。逆に旅行会社の対応で、お客様に対して宿泊税を現地で払ってもらうのか、それともツアーを組んだ時点で払うのかというようなところは、事務方サイドでは現場感がありませんので、その辺りについてはいろいろと教えていただければと思います。

【会長】

趨勢（すうせい）としては定額から定率に移行していくのではないかという流れに今あるようですが、今言われたような問題点が残ると思いますので、またその辺りを整理した上で検討していくのが良いかなと思います。

定額制にしても、一律幾らでということではなく、価格ごとに段階が2，3設けられている段階的な定額制という形が主流だと思いますが、それをもっと細かくしていくと定率制のような形に近づいていくのかと思いますので、その辺りのところはもう少し議論させてください。

具体的な考えは出てくるとと思いますが、定額から定率へ変わってもそこまで大きな問題ではないということにしておきたいと思います。ほかに何かございませんでしょうか。

【委員】

先ほどの委員から6,000円未満は徴収しないで欲しいと意見がありましたが、もう1回検討委員会がありますので、例えばこのシミュレーションの中で、6,000円未満は徴収しなかった場合の徴収額ですとか、是非お示しして欲しいと思います。制度の導入については最終的には議会で承認を頂かないといけないわけですが、本日各委員から出た意見を議会の中で示されるようにしていただきたいと思います。

【会長】

最終的にはこの検討委員会でまとめたものを答申案として提出しなければなりませんので、どういう議論があったのか、特に非常に重要な議論については附帯事由など、必ず掲載するというふうにしていきたいと思います。

【事務局】

委員にお尋ねしたいのですが、6,000円未満は免税にするシミュレーションをして欲しいということでお話がありましたが、これは定額制と定率制のいずれもということでしょうか。そして、組合の中で話し合いをされたということでしたが、定額・定率のどちらが良いというような意見が出たのか、そういった意見が出たのであれば教えてください。

【委員】

定額・定率の両方でシミュレーションを出していただければ助かります。話し合いの中では領収書の発行をどうするのかということが出てきました。宿泊代と入湯税でそれぞれ

れ領収証を発行し、更に宿泊税として領収書を発行するという形で、3枚発行することになるのでしょうか。

【事務局】

先日、京都に泊まる機会がありまして、パックで申し込んだ旅行でしたが、宿泊税は後払いとなっており、200円を機械にいれましたらその分の領収書が発行されました。その宿は入湯税はありませんでしたが、項目の明記は別々なのか一緒なのかというのは分かりませんが、そのシステム次第でないかと思います。

【委員】

民宿関係でそういったシステムを入れてるところはほとんど無いので、出来れば計算しやすい方で、定額制の方がまだ助かるかなというのはあります。

【委員】

定率2%であるならば1億3,000万円程度の宿泊税が確保できるとシミュレーションされていますが、1億円程度を確保するためには何%あれば出来るのか、教えていただきたいです。

【事務局】

1.53%程度と思います。

【委員】

消費税の話が出ましたが、最初は戸惑っていましたが、8%や10%をレジシステムが計算しますので、そこまで戸惑いはありませんでした。

定額という方法と定率という方法の2つの方法があり、今、沖縄や東京が定率に移行しつつあるというのを考えると、やはり定率の方がよろしいのではないかなという気はしております。ただ、宿泊事業者ではありませんので、その辺りはちょっと考え方が違うかもしれませんが、私としては定率の方が、税率1.5%ぐらいで1億円程度確保できるのであれば、それが良いのではないかと考えております。

【事務局】

やはり税の公平性という観点からすると、皆様に等しく納めていただくというのが理想かと思っております。加えて、定率の場合ですと安価な宿泊事業者様にとっては、その分、税額が抑えられますので、例えば宿泊料金が3,000円とするならば、定率2%で60円の税額となります。定率の場合は、先ほども特徴でありました公平性については公平感があるというふうに思います。

【会長】

この宿泊税につきましては、先行している自治体がなぜ初めは定額制で導入してるか

というと、利益を受ける側の公平性ということで、応益原則がベースになっていると思われます。これが定率制になってくると、払う能力のある人には払って貰いましょうという応能原則の考え方になります。

今委員がおっしゃられたように、昔は手計算で消費税の計算なども行っていたので大変だったと思いますが、今はシステムの中で自動的に出てくるような形になっていれば、その辺りの煩雑さはむしろ無くなってきているかなと思います。

それから、先ほど事務局からお話がありましたように、定率制であれば宿泊料金の設定価格が低ければ支払う税額も小さくなり、弾力的に低くなるという利点もあると思います。

あとは税率をどうするのかというところはシミュレーションをして、妥当なところで考えていくのが合理的かと思います。

【委員】

消費税ですと、リンゴ1個100円に対して8%や10%をかけるということで、買う側も直ぐに計算が出来るのですが、宿泊税の場合ですと、1泊2食で食材を除いた額が幾らになるのかというと、なかなかお客様も分からないし、分かりやすい計算式が無ければ旅行会社からも幾らになりますかというような問合せが増えてくるのかなと思います。恐らく沖縄や東京ですと、ルームチャージのみで1泊朝食付きで設定されているホテルが多いので、夕食の有無も含めて何か分かりやすさみたいなものが必要になってくるかなと思います。

【会長】

その辺りについても、明らかにここまで出来るというようなことを何か示していただければ良いですね。

【委員】

定率制という考え方については私は良いのではないかと思います。ただこの資料の11ページに「宿泊料金は食事代や消費税等を除き、サービス料等を含んだ金額」と書いてありますが、委員がおっしゃったのと少し近いかと思いますが、サービス料の発生の有無があつて、お部屋によってサービス料が違います。例えば、旅行代理店から提示をされた時にどう説明されるのかなと疑問に思いますし、各宿でサービス料が違うとなればお客様に対して勝手が違ってくるかと思います。

例えば、宿泊料金にはサービス料は含まないとするならば、宿泊の基本料だけで考えれば良いので、2万円で泊まった場合は15%のサービス料を取るところと10%のサービス料を取るところがあれば1,000円の開きが発生して、その宿泊料金に課税するとなると税額が変わってくるということになります。その辺りはもう少し議論された方が良いのではないかなというような気がしています

【会長】

サービス料を含むとなると、その辺りの説明を行うときに非常に混乱が出てくるといふことですね。この辺りはどうでしょうか。

【事務局】

倶知安町のQ&Aからご紹介すると、宿泊料金に含まれるものとして「清掃代・寝具代・入浴代・サービス料等含まれる」とあります。長崎市も宿泊料金の中にサービス料等が含まれているので、もう一度分かりやすく整理させていただきたいと思います。次回、先ほどのシミュレーションも含めて、整理させていただこうと思います。

長崎市の事例でご紹介すると、宿泊料の考え方として、「宿泊料金に含まれるものは宿泊の利用行為に係る対価または負担として、宿泊者の意思に関わりなく支払うべき金額が宿泊料に含まれるもの」となっていて、それ以外が宿泊料金に含まれないものとなっていることから、食事代や遊興費、会議室利用料、消費税等は省き、サービス料は含むというようになっているようです。

【会長】

そうであるなら、一応は具体的なものが提示されてるということになりますでしょうか。その辺りも整理をして次回出してください。

【委員】

今の説明ですと、サービス料が発生するお宿・発生しないお宿それぞれありますし、宿泊がメインで食事代をレストランに別で支払うというように、宿泊料金と食事代の会計が別になる場合もあるかと思いますが、1泊2食で設定している旅館やホテルで食事代を含めた値段が宿泊料金になるという捉え方をされているところは、食事代を除くとしてしまうと、夕食代や朝食が幾らだから実質の宿泊料は幾らになると日頃考えなくていいようなところも考慮しなければならなくなります。いずれにしましても、倶知安町では1泊2食で設定している旅館があるでしょうから、その事例も聞いていただくと分かりやすいのかなと思います。

【会長】

他自治体の状況も含めて紹介していただければと思います。

では、基本的には定額か定率かということかというと、定率へ移行するということに対してはそこまでの抵抗は無く、ただし具体的にはその運用の仕方がどうなるのかということを明らかにしていただいて認識を深めていただければと思います。

それでは、5ページの「免税点・課税免除」に入っていきたいと思いますが、これについては先ほどもお話がありましたが、ほかの委員の方々から何かございませんでしょうか。基本的に原案では、免税点と課税免除は設けないという形で提案されていますが、何か御意見ございませんでしょうか。

【委員】

先ほどひとつの提案として、委員から 6,000 円以下はできれば課税しないでほしいと意見が出され、お仕事で来られる方の状況など重々承知していますが、今回の宿泊税の導入の目的は観光に資するものとして利便性の向上を掲げており、宿泊された全ての方々に目的等を追求できないということでしたら切りがないので、やはりどこかで線を引かなければいけないのではないかというふうに思います。

税というのはやはり公平性というのが 1 番担保されなければならないというふうに思います。定率か定額であるかは別として、免税点を設けるとなると、宿泊される方々にとっては、こちらでは宿泊税を払うのに安い宿は全く払わないのはおかしいのではないかというふうな考え方も出てくるでしょうし、徴収する我々宿泊業者にしても、なぜ 6,000 円以下で宿泊料金を設定している宿は徴収の作業がなくて、ある一定規模以上の金額設定の宿だけが徴収作業が出てきて、その税金を等しく市の観光振興のために使われるのかと、徴収の義務を負ってる宿と負っていない宿が同じふうに享受するのは公平性から欠けるのではないかという声や考え方も出てくると思いますので、免税点を設けるのはどうなのかなと私は思います。

【会長】

税の公平性という面から、やはり免税点を設けるというのはお客様に対しての説明がなかなか難しくなってくる部分もあるということですね。先ほどの「税率（額）」のところでも議論し、シミュレーションをするということになりましたが、基本的には税の公平性というのはある程度担保しなければならないということになりますので、今の委員の御意見ももっともだと思いますが、ただ一方では零細な事業者についてはなかなか厳しいところも出てくるという御意見もありました。

定率制の税率をどうするかというところや免税点を設けた場合等のシミュレーションを確認しながら、やはり免税点を導入しなければ難しいのか、その辺のところを少し議論してみたいと思いますので、次回のシミュレーションとの関係で、この部分について議論していこうかと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(各委員、意見なし)

【会長】

基本的には税の公平性というのは非常に重要だということは前提に、その辺りのところは御理解していただければというふうに思います。

それでは、ほかに何か御意見ございますか。

(各委員、意見なし)

【会長】

それでは続きまして、これも非常に重要な部分だと思いますけれども、6 ページに使途

の説明と7ページにイメージ図が書いてありますが、これにつきまして皆様から御意見や御質問はございませんでしょうか。

【委員】

先日、指宿観光経済戦略会議の中でも申し上げましたが、観光ビジョンに誘客に関する事業が欠けていると申し上げて、今の観光課が中心となって戦略会議の中に戦略のチームを立ち上げようということになりましたので、後ほど今の進捗状況をお聞きしたいと思います。

入湯税も含めてお客様が増えると当然徴収税額が増えるわけですが、それ以前に今厳しい状況にありますので、国内外等に向けた誘客に使わなければなりません。使途目的について資料6ページに①から⑤が書いてありますが、この1番目に「誘客」の項目を入れてほしいと思います。

【事務局】

先日の観光経済戦略会議で今委員がおっしゃった話題が出まして、専門部会を立ち上げるということになり、現在人選を行っております。どういった戦略でいくか、今後検討していくことになります。今はこの段階でございます。

【会長】

基本的にこの宿泊税の議論というのは、お客様に来てもらうためのいろいろな環境整備をやっていくための財源がなかなか難しいというところから始まっていると思います。誘客については全体的なものとして行うことかもしれませんが、それを明確に出してほしいということですね。

【事務局】

御参考までに、第3回検討委員会で御提示したアンケート結果、資料1の5ページ(10)を確認していただきたいのですが、「宿泊税の使い道として望ましいものはなにか」の問いに対して「交通アクセス改善」が23件と一番多い回答で全体の回答の21.7%を占め、次が「また来たくなる観光地づくり」が19件の回答で17.9%、次は「観光拠点整備」が13件で12.3%と並んでおり、この上位3つを①②③というふうに、使途に提示させていただいたところです。

【会長】

このアンケート調査の上位3つを今回の資料6ページの①②③に記載し、後の2つは宿泊税を導入するための費用ということですね。

誘客については、これら全部に含まれるのかもしれませんが、いわゆる広報的なものを想定されているということになると思うので、総論的になりますけれども使途の中に何らかの形で入れていただければというふうに思います。

【事務局】

割愛しましたが、第3回検討委員会の資料1の5ページ(10)の中で、「カ いぶすきのファンづくり(プロモーション、セールス活動による観光客誘客など」の項目があり、これを選んだ宿泊事業者は7件、全体の回答の中で6.6%を占めており、アンケートの中でも項目を設けておりました。ほかにも「受入整備に係る支援事業」など、いくつかはこの項目よりも多く回答があったところです。

【会長】

本日の資料の使途は、このアンケート結果の具体的なものを記載しているということで、これが実施するものとして公に出るわけではなくて、ひとつの例として挙げているということです。広報する場合については当然この誘客というのは1番重要になってくるので、それを進めるための使途としてアンケート調査で上位にあるものを掲載しているということです。

【委員】

「また来たくなる観光地づくり」や「食の開発」というのは非常に重要だと思いますので、事務局の考えは分かりました。

ただ、それは国内に限ってだと思いますけれども、国内は少子化や人口も減っていきますので、今後はやはりインバウンドだと思います。消費額もインバウンドは桁違いです。やはりインバウンドを誘客することに力を入れていかなければならないと思います。

それにはかなり事業費が必要になってきますので、使途の①～⑤に含まれているという言い方をされましたが、そうでなくて、国内外のインバウンドを含めて事業費を充てるべきだと思いますので、明確に答申してほしいと思います。

【会長】

恐らくはこういう形でないと思いますけれども、答申書の宿泊税を徴収してそれをどういうものに使って下さいという中に、明確にしてほしいということです。それは今後答申書を作成するときに取り入れたいと思いますし、何か御意見があったらその時におっしゃってください。

やはり説明していく際にはどういうものに使われていくということが分かるということが非常に重要だと思います。ただ観光産業は裾野が広く、観光産業に使われるものというのはほかのもの、例えば道路インフラ整備などにも使われますので、明らかにこれは観光に資するというものが具体的に並んでいけば分かりやすいと思います。要するに観光で来られる方、あるいは指宿市に住んでいらっしゃる方が見て分かるような形の使い道をお知らせすることが必要になってくるかと思います。7ページのイメージ図のように視覚ですぐに分かるようなものをできるだけ明示していくことが必要だと思います。

そのほか、何かございませんか。

(各委員，意見なし)

【会長】

それでは，そういったことを答申書に取り込んでいくということと，使途についてはある程度明らかに提示できるようにしてもらいたいと思います。

それでは次に資料の８ページ，「特別徴収交付金及びシステム整備の補助」の項目について，何か皆様から御意見・御質問はございませんでしょうか。

これにつきましては，既に導入している他自治体の状況を参考にして，指宿市としてはこういう形で提示したいということですから，これでよろしいでしょうか。

(各委員，意見なし)

【会長】

それでは，「特別徴収交付金及びシステム整備の補助」についてはこういった形でよろしいということにしておきたいと思います。

次に９ページ，「宿泊税の導入時期・導入後における見直し時期」についてタイムスケジュールはこれでよろしいでしょうか。この検討委員会では今年度３月までに答申を行い，来年６月にそれに基づいた条例を作成の上，パブリックコメントを受け付け，令和７年９月に条例制定，そして令和８年１０月から徴税開始という流れで宿泊税を導入する場合に進めていくということですが，条例施行後５年を目途に見直しを行うということで，これは他自治体の例を参考にしているということになりますが，これでよろしいでしょうか。

【委員】

入湯税に関することは観光振興基金の使い道ということで１年に１回程度話し合う場がありますが，宿泊税に関しても導入後の話ですが，当初は１年に１回の話し合いでは少ないかと思います。せめて２回ぐらい開催が必要でないかと思いますが，事務局はいかがですか。

【事務局】

今の御意見は入湯税で開催している会議のようなものを宿泊税の場合は２回開催して欲しいということでしょうか。

【委員】

入湯税に関する状況について，全てにわたって年に１回委員会が開かれていますが，この宿泊税についても導入後はそういったものを年に１回開かれるのかというところをお聞きしたいです。

【事務局】

今おっしゃられたように、入湯税に関しては年に1回、使途やどれだけ税が納められたという報告をしますので、恐らく宿泊税についてもその後の使途がどうなってるのか、どう使われたのかという協議体はできてくると思います。他自治体でも恐らくそういったものがあつたように聞いていますので、指宿市でも実際徴収するようになって運用するとなれば、そういう協議体を作り、どう使われてるかを確認するということが出てくるんだと思います。

【委員】

恐らくでなく、必ず開いてほしいです。

【会長】

これはどのようなものでも、例えば国が行っている地方創生プランは毎年チェックをしていくというのは必ずやらなければならないことなので、そのようなことをおっしゃってるわけですね。

今申し上げているのは見直しについてですので、この制度を導入した後に制度の見直しを5年を目途に行うというふうに事務局は考えているということです。

恐らく税額や使途についてのチェックは毎年行わなければならないと思います。

資料9ページについて、ほかにございませんでしょうか。

(各委員，意見なし)

【会長】

それでは、タイムスケジュールについてはこの形で進めていくことにしたいと思います。

それでは最後、「入湯税の改正について」と「宿泊税と入湯税の制度の相違点について」というのが10・11ページになりますけれども、市の提案としては入湯税の改正は行わないということですが、皆様から御意見・御質問はございませんでしょうか。

(各委員，意見なし)

【会長】

それでは、本日いろいろと御意見が出たのと少し宿題が出ています。この検討委員会は本日が第4回であり、第5回で答申を行うということになっています。御意見や宿題の回答を踏まえて、次回の検討委員会で皆様の御意見をまとめた答申について議論したいと思います。

【委員】

計画では後1回しか検討委員会がなく、最終的には今議長も言われたとおり、答申案を

採択しないといけないということですが、これについてはなかなか難しいと思いますけれども、次回答申案まで出すということですか。

【会長】

それは少し難しいかもしれません。そのときにはもう 1 回追加して開催するということになる可能性もあります。答申案はやはり完成したものを皆様に承認していただかなければなりませんので、一応検討委員会は 5 回開催ということになってはいますが、プラス α ということはあると考えるだけでいいと思います。

【委員】

宿泊税と入湯税の制度の相違点について、当然されるとは思いますが、宿泊事業者に対して導入の際にはその違いの説明などを現場の社員にも講習会のような形で行っていただきたいと思います。

【会長】

宿泊事業の現場で実際に作業を行う方にきちんと理解できるようにしておくということですね。先ほども言いましたように、払う側と徴収する側が説明・理解しやすいような形のなにか方策を取っていくということが必要だと思いますので、それについても次回議論していきたいと思います。

それでは、ほかに何かございませんでしょうか。

(各委員、意見なし)

【会長】

事務局から何かございませんでしょうか。

【事務局】

本日の議論の中でいろいろと不明な点など多々あったと思います。次回の開催では専門家の御意見等をお聞きする機会として、皆様に日程を提示させていただきましたが、皆様の御都合が合わなければ再度調整をさせていただくようなことになるかと思います。次回は答申までいくのは難しいと思いますので、行く前の段階として議論を深掘りできればということで、専門家の御意見をお伺いした後にこの検討委員会を開催出来ればと思っていますので、今御提示させていただいている 1 月 27 日でぜひ御都合をつけていただきたいと考えています。

【委員】

私は都合が悪いです。

【委員】

同じく、出席できません。

【事務局】

それでは、その専門家の方がなかなか日程調整が難しいところがありますが、専門家の方の御意見を聞く機会を設けるのか、それとも設けないのかというところもあるのですが、再度日程調整をさせていただければと思います。

【会長】

よろしくお願いいたします。

そのほか、皆様から何かございませんか。

【委員】

すみません、5ページに課税免除を設けないとありますけれども、修学旅行等への課税免除を設けない理由をもう一度聞かせてください。

【事務局】

5ページに考え方が書いてありますが、享受する行政サービスの受益は変わらないということ、宿泊事業者の免税対象者の確認作業について課税免除を設けている自治体を参考にしますと学校長の証明を提出するようなど、そういった確認作業が発生するというところもあるようですので、徴収する方々の御負担が増えるのではないかとすることを勘案して、修学旅行等の課税免除を設けないというふうにしているところです。

修学旅行となれば一般的にエージェントを通して、恐らく宿泊税は旅行代金の中に含まれてくると思われますので、これはあくまで推測ですが、例えば定額であれば200円、定率であれば金額によりますけど60円など、その部分を勘案して修学旅行先を選ぶ・選ばないということまでにはならないと思いますので、この考え方を踏襲した形で設けないというふうにしたところです。

【委員】

京都市・倶知安町・長崎市は免税対象者を設けてありますので、よろしく御検討ください。

【会長】

次回までに検討してください。

【事務局】

修学旅行の受け入れが多い委員のお宿はどういうふうにお考えでしょうか。

【委員】

免税対象を設ける、つまり減額対象とすると、正直に申し上げますと事務作業が面倒くさいです。ただ、入湯税で既に実施していますので、一緒といえば一緒ですが、宿泊税に関しては目的が違ふというようなことがあります。むしろ、なぜ入湯税においては修学旅行だけが特例になってるのか、その経緯は分かりませんが、そちらもストレートにした方が分かりやすいのかなと思います。

【会長】

ということで、またそちらを参考に検討してください。
それでは、ほかに何かございませんでしょうか。

(各委員、意見なし)

【会長】

それでは、本日の議事につきましては以上で終了したいと思います。検討委員会が後もう一回増えそうなので、御多忙の皆様には申し訳ございませんが、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは本日は長い時間、御協力ありがとうございました。

【事務局】

会長におかれましては議事進行ありがとうございました。
また、皆様におかれましても、熱心な御協議ありがとうございました。
それでは会次第3その他でございますが、皆様方から何かございますでしょうか。

(各委員、意見なし)

【事務局】

事務局から次回の開催日についてですが、本日提示しておりました1月27日を変更いたしまして、再度1月下旬から2月上旬にかけまして日程を調整いたしたいと思いますので、その際は御協力頂ければと思います。

それでは、以上をもちまして本日の検討委員会を閉会いたします。